
(改訂) 第2次山北町教育大綱

令和4年3月

山 北 町

第1章 総論

1. 策定の背景

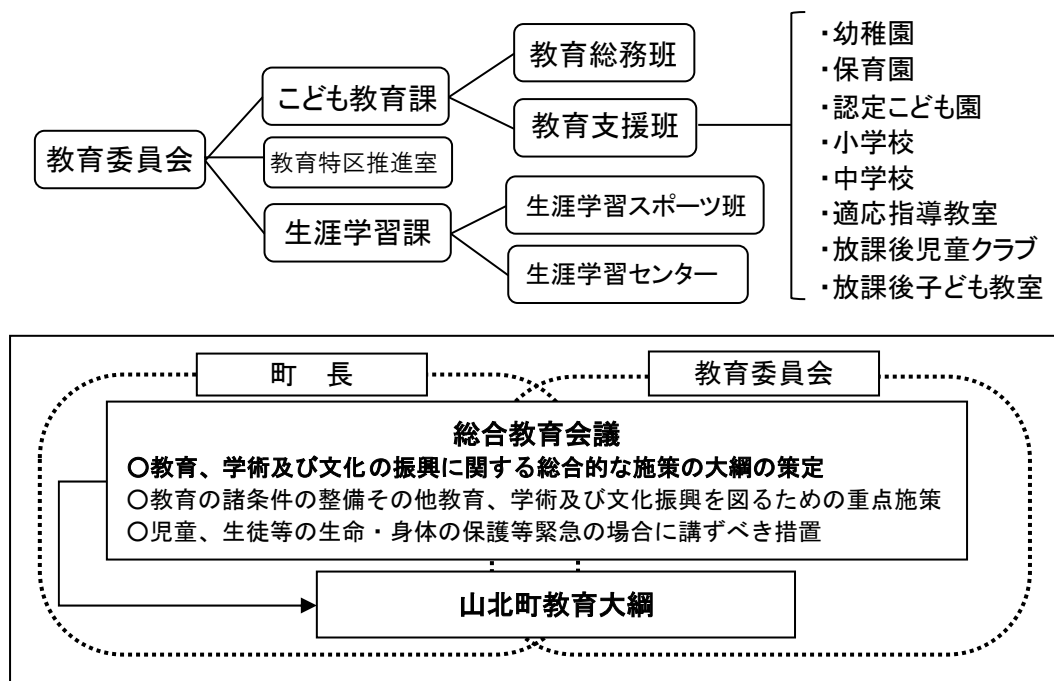
平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育に関する予算の編成・執行や条例案件など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するために、すべての地方公共団体に首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置することが規定されました。

このような中、本町では、町長と教育委員会との連携をさらに深めるとともに、教育行政に関する諸課題の協議・調整の場として「山北町総合教育会議」を設置し、平成28年度からの3年間を計画期間とする「山北町教育大綱」を策定しました。

その後、平成31年3月の第5次総合計画後期基本計画の策定に合わせて、「第2次山北町教育大綱」を策定し、大綱に定められている基本目標の実現に向けて取り組んできました。

そして、本町では令和4年4月から山北町「0歳から15歳までの一貫教育・保育」基本方針に基づき、切れ目のない、より質の高い教育・保育を実施できるよう、教育委員会と福祉課（子ども支援班）間の組織改編を行うとともに、各種行政機関、関係機関との連携を強化し、園、学校、家庭、地域が一体となって教育・保育環境の充実を図っていくことから、それに合わせて本大綱の一部を改訂するものです。

【図-1 教育委員会の組織図及び総合教育会議と大綱】



2. 大綱の位置付け

山北町教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されている大綱であり、本町の最上位に位置付けられる計画「山北町第5次総合計画」と整合を図り、教育、学術及び文化の振興に関する目標や施策の方針を定めたものです。

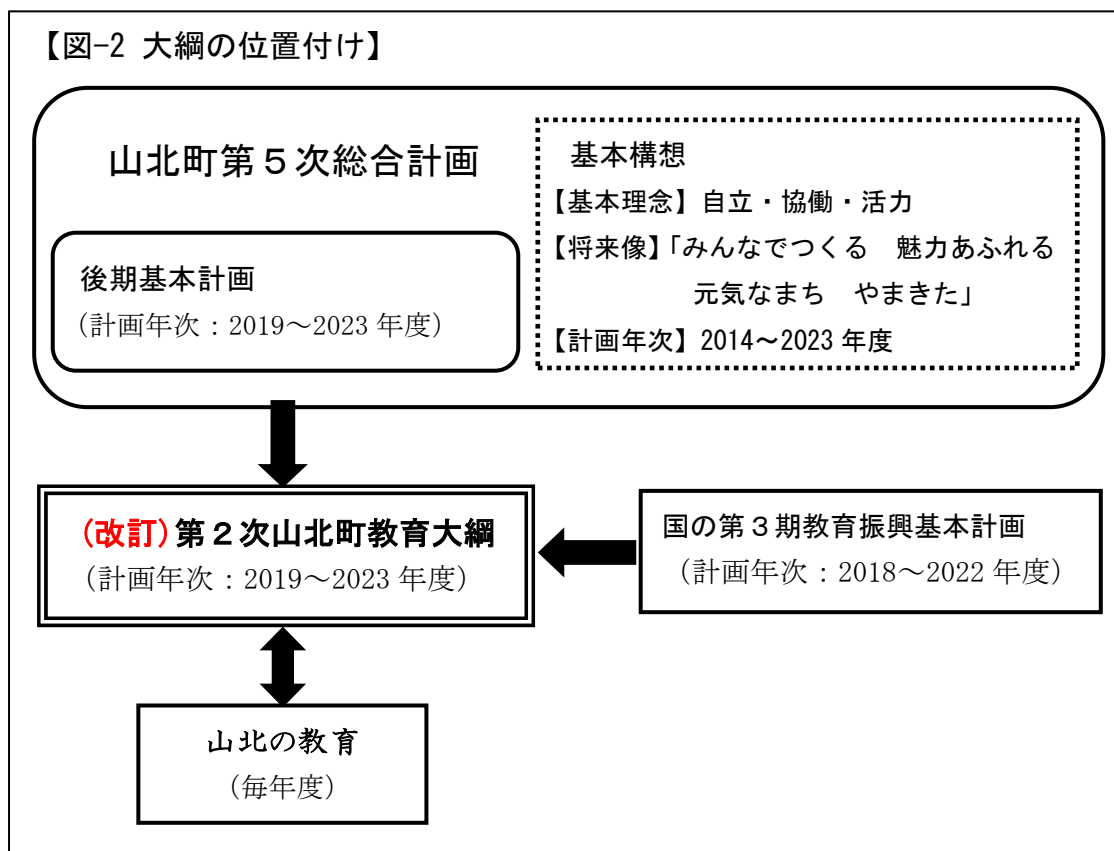
この大綱により、本町が目指す「学びと歴史文化を生かしたまちづくり」の方向性を明らかにし、学校・家庭・地域が連携を図り、町民総ぐるみによる教育を進めます。

なお、策定にあたっては「かながわ教育ビジョン」を踏まえるとともに、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌いたしました。

3. 対象期間

「山北町教育大綱」は、「山北町第5次総合計画」に即し、中長期的な教育・文化分野の施策方針を明らかにする性格を有することから、山北町第5次総合計画後期基本計画の計画年次と整合を図り、平成31年度からの5年間を対象期間とします。

なお、大綱は、対象期間内であっても、必要に応じて変更することが出来るものとします。



第2章 大綱の基本目標と重点取り組み

人口構造の変化や、社会のグローバル化・高度情報化の進展、さらには IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新に伴い、加速度を増す社会変化に対応しながら新しい時代を自ら切り開き、たくましく生き抜く力が求められており、その根幹となる教育への期待はますます高まっています。

学校・家庭・地域がそれぞれ教育における役割と責任を自覚し、「山北町自治基本条例」が掲げる「協働のまちづくり」の視点に立ち、相互に連携を図りながら教育内容を充実させ教育環境を整えるため、本大綱の3つの基本目標とそれを達成するための取り組みを次のとおり定めます。

基本目標1 次代を担う子どもの教育・青少年の育成

0歳から15歳までの一貫教育・保育を進め、子どもたちに社会の中で他者とよりよく関わりながら、自分らしく生きることができる人間力と社会力を育成します。また、学校・家庭・地域が連携して、青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

○重点取り組み1 0歳から15歳までの一貫教育・保育の推進

◇基本方針

山北町「0歳から15歳までの一貫教育・保育」基本方針に基づき、0歳から15歳まで切れ目のない連携・支援のできる一貫教育・保育を進め、人間力・社会力を育成します。

◇主な施策・事業

- ・基本方針に示された「めざす子ども像」を全教職員が共有するとともに、各園・学校における現状や課題等を、「山北町豊かな学び研究会」等で協議・共有し、教育・保育活動に生かします。
- ・乳幼児カリキュラムを通して生活や学びの連続性を重視するとともに、「山北スタンダードカリキュラム」を踏まえた指導方法の工夫や授業づくり、健康増進と体力向上を図ります。
- ・幼児期から児童期への滑らかな接続を行うため、各園では「アプローチカリキュラム」を、小学校では「スタートカリキュラム」を編成して取り組みます。
- ・一貫教育・保育の視点を盛り込んだ、異校種間交流を推進します。
- ・外国語（英語）をとおした滑らかな異校種間接続を進めます。
- ・命の大切さなど豊かな体験活動を通して、道徳教育の充実に努めます。
- ・本町独自の地域資源を生かした森林環境教育の推進や歴史遺産にも数多く恵まれた本町の環境を生かし、郷土愛を育成する学びを進めます。

- ・「第二次山北町子ども読書活動推進計画」に基づき、園・学校と町の図書室が連携し子どもたちの成長に応じた読書活動を推進します。
- ・GIGAスクール構想を推進するとともに、子どもたちにとって最適なICT機器の効果的な活用方法について検討します。
- ・日々の給食をとおして子どもたちへの食育を推進します。
- ・幼稚園・保育園・こども園もコミュニティスクール化し、3園について一つの学校運営協議会を設置します。
- ・子育て相談や保護者交流など、家庭との連携を深め、家庭教育の充実を図ります。
- ・一人ひとりの教育的ニーズに対応した合理的な配慮による支援教育の理念のもと、インクルーシブ教育^{*1}の充実を図ります。

※1「インクルーシブ教育」とは、障がいのあるなしにかかわらず、出来るだけ全ての子どもが同じ場で共に学び共に育つことを目指した教育のことです。

○重点取り組み 2 地域教育力の活用

◇基本方針

地域や県立山北高等学校・鹿島山北高等学校との交流と連携をより一層深め、相乗的に特色や魅力を高め合い、地域に密着し開かれた園・学校づくりに取り組みます。

◇主な施策・事業

- ・本町と県教育委員会が連携と協力に関する協定を締結し、県立山北高等学校における地域課題の解決などの探求的な学びを実現する取り組みを推進するとともに、本町の地域活性化を図ります。
- ・園や学校は、地域の方とのスポーツ・文化活動・体験活動による幅広い交流を進めます。
- ・園から高等学校までの異校種間や学校間交流を進めます。
- ・高齢者や地域の人材を活用した学習を進めます。

○重点取り組み 3 次代を担う青少年の健全育成

◇基本方針

学校・家庭・地域が連携し、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援します。また、多様な体験活動の機会を提供し、郷土愛を育むと同時に青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

◇主な施策・事業

- ・学校や地域の行事など青少年と地域との交流を促進します。
- ・青少年スポーツクラブなどの青少年団体の自主的な活動を支援します。
- ・放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、放課後の子どもの居場所づくりや異年齢交流を支援します。

基本目標 2 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進

生涯を通じて学びながら豊かで充実した生活を送ることができるよう、学習機会の充実や学びの場の提供などを図ります。

また、子どもから高齢者まで、町民誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。自発的で活発な文化活動の支援や発表の機会の充実に努めるとともに、地域特有の文化遺産や歴史に親しめる環境づくりを進めます。

○重点取り組み 4 生涯学習の充実

◇基本方針

「生涯学習推進プラン」に基づき、町民のライフステージに応じた学習機会を通じて、豊かで充実した生活を送ることができるよう、地域に根ざした生涯学習の活性化を進めます。

◇主な施策・事業

- ・生涯学習の総合的な推進を図るため、参加しやすい講座や教室の内容の検討など、学習機会の充実に努めます。
- ・文化団体の活動・発表の場や芸術鑑賞の機会の提供など、生涯学習センターの機能充実を図ります。
- ・生涯学習センター図書室や学校図書館の運営、蔵書整備の充実、図書館相互貸借の活用を努め読書活動を推進します。

○重点取り組み 5 生涯スポーツの充実

◇基本方針

子どもから高齢者まで、町民誰もが気軽にスポーツ活動に親しむことができる機会を提供し、「生涯スポーツ推進プラン」に基づく生涯スポーツの振興を図るとともに健康づくりを推進します。

◇主な施策・事業

- ・いつでもどこでも楽しめる健康づくりのためのスポーツを推進します。
- ・「未病を改善する」^{※2}取り組みや特色あるスポーツイベントを開催し、参加促進と幅広い交流を推進します。
- ・活動しやすいスポーツの場を提供するとともに、利用しやすい運営に努めます。
- ・旧山北体育館の代替施設の建設を行います。

※2 「未病を改善する」とは、食や運動などにより、心身をより健康な状態に近づけることで、県では県西地域の市町と連携してこの取り組みを推進しています。

○重点取り組み 6 文化活動の推進

◇基本方針

町民の自主的で活発な文化活動を促進していくため、文化団体等の活動の支援や町民の鑑賞の機会を提供するとともに、文化遺産への理解と保護意識の啓発を図りながら、積極的な推進を図ります。

◇主な施策・事業

- ・町民のニーズに応じた講座や講演会を実施するとともに、文化団体等の活動を支援します。
- ・町固有の文化財の適正な保護や史跡の整備に努めるとともに、文化財を活用したまちおこしを行います。
- ・郷土に愛着をもち、歴史と伝統文化を尊重する心を育成します。

基本目標 3 人権尊重のまちづくりの推進

すべての人がお互いの人権を尊重し、共に協力して支え合うことができるよう、人権教育や啓発活動を行います。

また、性別に関係なく、その人の個性、能力を十分に発揮することができ、就業や地域活動等あらゆる分野に参画できる環境づくりを進めます。

○重点取り組み 7 人権尊重のまちづくりの推進

◇基本方針

国籍の違い、障がいの有無、性的指向などに関係なく、全ての町民の人権が尊重され、互いに認め合えるまちづくりを目指すとともに、差別がなく誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、学校教育や地域活動などあらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発を効果的かつ継続的に推進します。

◇主な施策・事業

- ・多様化する人権課題について正しい理解と認識を深めるため、人権教育や町民啓発活動に取り組みます。
- ・男女が互いの生き方を尊重し、参画できる環境づくりを推進します。



みんなで作る 魅力あふれる元気なまち やまきた